

要望書について（回答）

- 提出者：上北条まちづくり協議会、上北条地区自治公民館協議会
- 受付日：令和5年6月8日
- 回答日：令和5年7月6日

1. 古沢踏切改良事業に伴う市道工事一部修復及び歩道と車道の境界縁石の大型反射板設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

すり鉢状となっている箇所の危険防止対策として、転落防止柵の設置を行います。
なお、実施時期につきましては他地区との緊急性や予算状況を見ながら検討します。
また、踏切南側の歩車道境界ブロック（縁石）については、今年度、反射板を設置します。

2. 市道小田大塚線新田地内の道路拡幅について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所の道路拡幅については、地権者の意向を伺いながら、予算状況等も考慮し事業実施の検討を行います。

3. 下古川中心部道路側溝の一部補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所について、側溝のやり替えは困難ですが、土木用特殊接着剤による側溝蓋のガタつき対策を今年度、実施します。

4. 井手畑地区内 胎蔵寺南側の駐車場前の補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所の舗装については、地域修繕予算（令和2年度までの「原材料支給及び建設機械貸与制度」の代替予算）で整備を行っていきたいと考えております。
詳細については建設課にご相談ください。

5. 災害時指定避難所である上北条小学校体育館へのテレビアンテナ設置について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

避難所での情報収集のため、テレビを設置できる環境にしたいというご要望は理解できますが、従来から食料、水、毛布等の避難者の健康を維持していく上で必要不可欠なものとは比べ、テレビの設置は優先順位が高くありません。

また、以前と比べ、携帯電話、スマートフォンの普及により、情報入手手段が多様化していること、避難者が集中した場合、避難者とテレビの距離を十分に確保することができず、静かな環境が阻害される恐れがあること、洪水の危険性がある場合、必ずしも体育館を避難場所としないこと、学校教育において体育館へのテレビ設置が不要であることなどからも、その優先順位は高くありません。

さらに、実際に災害が起これば中長期的な避難が必要となった場合には、避難者の生活の質を向上させるため、テレビの設置を検討しますが、災害が起きる可能性がある段階での避難所開設では、テレビ以上に必要な物品の輸送を優先するため、避難所へのテレビ設置は考えておりません。

以上の理由から総合的に判断し、民間事業者等の負担によるアンテナ設置など市に負担の無い場合の設置を除き、テレビアンテナの無い学校体育館へのアンテナ設置について、実施する考えはありません。